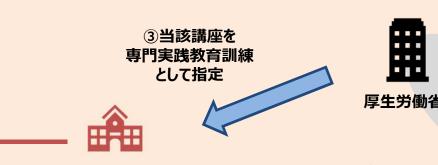
専門実践教育訓練給付制度の活用の流れ

専門実践教育訓練給付とは、一定の要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定する専門 的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受講し、修了等した場合に、本人が教育 訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する制度です。

専門実践教育訓練給付の対象講座になるまでの流れ



2 審査

厚牛労働省



指定基準を満たす講座 を有する教育訓練機関

指定基準の詳細や、 申請に必要な書類の様式は、 厚生労働省HPに掲載。 (URLは4ページ参照)

①指定を申請

申請受付は年2回 (例年、4月~と10月~の 約1ヶ月間)

中央職業能力開発協会 【2018~2020年度 申請窓口 (厚生労働省委託)]

申請書類の記載方法等についての 問い合わせ先はこちら

専門実践教育訓練給付を受給するまでの流れ





厚生労働大臣の指定を受けた講座 (専門実践教育訓練)

2018年1月以降に受講を開始した者の場合・・・

- 受講費用の5割(上限年間40万円)を半年に1回支給 ○ 資格取得等し、かつ修了1年以内に雇用保険の被保険者とし て就職した場合等に、受講費用の2割(上限年間16万円) を追加給付
- ①入学・講座を修了 (受講料を自ら負担)



受給の要件を 満たす者(※)

③支払った費用の 定割合を給付





住居所を管轄する ハローワーク

(※)講座の受講開始1ヶ月前までに、 訓練前キャリアコンサルティングを受け、 ジョブ・カードを作成し、ハローワークにお いて、受給資格確認を行うことが必要

②給付申請手続き

受給についてのお問い合わせは、 各ハローワークの教育訓練給付申請窓口へ

専門実践教育訓練給付制度のご案内

専門実践教育訓練の指定を希望する訓練施設の方へ

1. 専門実践教育訓練給付制度とは

一定の要件を満たす方が、**厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)**を受講し、修了等した場合に、**本人が教育訓練施設に支払った訓練費用の一定割合を支給する**制度です。

<給付の内容>

- 教育訓練経費の50% (上限年間40万円) を6か月ごとに支給
- 資格取得等し、訓練修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された方又は当該 資格取得等が訓練修了日の翌日から1年以内であって雇用保険の被保険者として雇用されている方には、 教育訓練経費の20%(上限年間16万円)を追加支給

<支給の対象となる方>

○ 雇用保険の被保険者である方(在職者)又は被保険者であった方(離職者)のうち、被保険者資格を 喪失した日以降、受講開始日までが1年以内(※妊娠、出産、育児、疾病等の理由により教育訓練給付 の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内)の方

かつ、

- 受講開始日までの雇用保険の被保険者期間が3年以上(初回の場合は2年以上)ある方
- ※ 上記要件に加え、平成26年10月1日以降、教育訓練給付金を受給した場合は、前回の教育訓練給付金受給日から受講開始日前までに3年以上経過している方

さらに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす方は、<u>教育訓練支援給付金制度</u>の対象となり、訓練期間中の受講支援として、<u>基本手当日額の**80%**</u>を訓練受講中に2か月ごとに支給(令和3年度末までの暫定措置)。

2. 給付の対象となる講座(専門実践教育訓練)の指定基準

専門実践教育訓練となるためには、厚生労働大臣の指定を受けることが必要です。講座指定は 年2回(4月1日・10月1日)行っており、指定の有効期間は3年間です。

次の①~⑦の類型のいずれかに該当する教育訓練のうち、類型ごとに設定される **<講座レベル要件**> を満たすものを、厚生労働大臣による指定の対象としています。 ※下線は平成31年4月から適用

① 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

[訓練期間が原則1年以上3年以内で、かつ取得に必要な最短期間(法令上の最短期間が4年の管理栄

養士の課程及び法令上の最短期間が3年の養成課程であって定時制により訓練期間が4年となるものを含む)]

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率:80%以上 合格率:全国平均以上 就職・在職率:80%以上

② 専門学校の職業実践専門課程等(キャリア形成促進プログラムを含む)

[訓練期間が2年のもの<u>(キャリア形成促進プログラムは120時間以上2年未満)</u>] <講座レベル要件> 就職・在職率:80%以上

③ 専門職大学院

[訓練期間は2年以内(資格取得につながるものにあっては、3年以内で取得に必要な最短期間)のもの] <講座レベル要件> 就職・在職率:80%以上(法科大学院については司法試験合格率:全国平均以上) 定員充足率:60%以上

認証評価(機関別評価及び専門職大学院評価)において適合相当

※ 就職・在職率 = (受講開始時に職に就いていなかった者で、訓練を修了して就職した者 + 受講開始時に既に職に就いていた者で、訓練修了後も在職している者)/入講者

4 大学等における職業実践力育成プログラム

[訓練期間:正規課程の場合、1年以上2年以内のもの

特別な課程の場合、時間が120時間以上、かつ期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率:80%以上

(大学院における正規課程にあっては、就職・在職率:80%以上、定員充足率:60%以上)

⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

[訓練時間が120時間以上 (ITSS レベル4相当以上のものに限り30時間以上)かつ訓練期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 入講者に占める目標資格の受験率:80%以上 合格率:全国平均以上

就職・在職率:80%以上

⑥ 第四次産業革命スキル習得講座

[訓練時間が30時間以上かつ訓練期間が2年以内のもの]

<講座レベル要件> 就職・在職率:80%以上

⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程

[訓練期間:専門職大学・学科:4年のもの、専門職短期大学・学科:3年以内のもの]

<講座レベル要件>就職・在職率:80%以上、定員充足率:60%以上

認証評価(機関別評価及び分野別評価)において適合相当

※ この他にも指定の要件はございますので、詳細は、下記記載の厚生労働省HPに掲載している「教育訓練給付制度 (専門実践教育訓練)の講座指定を希望される方へ(教育訓練施設向けパンフレット)」をよくお読みください。

3. 指定申請の手続きについて

指定の申請は**年2回**受け付けております(例年、10月1日指定分につき、4月中旬~、翌年4月1日指定分につき、10月上旬~、いずれも約1ヶ月間、詳細は厚生労働省HPにおいて告知)。

厚生労働省HPに掲載している「教育訓練施設向けパンフレット」を参照の上、「教育訓練給付金(専門実践教育訓練)講座指定申請様式集」をダウンロードし、必要事項を記載の上、所定の提出先に提出ください。

厚生労働省HP 専門実践教育訓練 講座指定申請の手続きについてのページ

専門実践教育訓練の講座申請手続きについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/shokugyounou ryoku/career formation/kyouiku/03 00004.html

厚生労働省HP(hップページの右上の検索窓口で、「専門実践教育訓練の講座申請手続きについて」と検索ください。

○ 講座の指定に関する問合わせ先(2020年度)

講座指定の申請手続について(申請の時期、書類の記入方法、指定基準等)

中央職業能力開発協会 能力開発支援部教育訓練支援課電話 03-6758-2828・2824・2825

その他給付の対象となる講座に関することについて

厚生労働省 人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室 電話 03-5253-1111 (内線:5398・5390)

○ 専門実践教育訓練給付制度・給付金の受給に関する問合わせ先

各公共職業安定所 教育訓練給付申請窓口

(連絡先一覧) https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html



入学料、受講料合わせて20万円の支払い

大型2種自動車免許取得講座を受講

受給要件を確認し、申請

括で支給。

20%)

4万円 訓練修了

現場でのスキルアップ

※大型2種自動車免許取得講座のうち、一部の要件を満たす 講座は給付割合が40%となります(2019年10月以降)。

看護の専門学校に入学し、

看護師を目指す

- 入学料、受講料合わせて3年で180万円 3年間通学。
- とに支給(計90万円 事前に受給要件を確認 15万円が半年ご 20%)
- 更に、資格を取得し1年以内に再就職。
- 20%分の計36万円が追加支給。

ご自身が受けたい講座があるか確認したい場合は、 「教育訓練給付制度[検索システム]」をご活用ください。

教育訓練給付制度

あなたのスキルアップ、 国がサポートします。

あなたの負担が最大224万円軽減されます。

- 講座受講料の20%~最大70%を国が補助!
- 対象となるのは、厚生労働大臣が指定した約1万4千講座! たとえば、プログラミング、簿記、英語検定、介護、税理士、大学院修士課程などなど
- ☞ すでに**延べ約350万人**(※)**が利用**!

平成10年度から平成29年度までの教育訓練給付受給者(初回受給者)の延べ人数

この制度は、人生100年時代を見据え、手に職となるスキルを身につけたい、 新しいキャリアを開拓したい、と考える人を応援するための制度です。

気になったら、まずは、最寄りのハローワークにお問い合わせを!





教育訓練給付制度

輸送・機械運転関係の資格や講座

大型自動車第一種・第二種免許 中型自動車第一種・第二種免許 大型特殊自動車免許 準中型自動車第一種免許 普通自動車第二種免許、けん引免許 玉掛け・フォーグノト運転・高所作業車運転・ 小型移動式ケルーン運転・床上操作式ケルーン運転・ 車両系建設機械運転技能講習 移動式ケルーン運転士免許 ケレーン・デリック運転士免許

情報関係の資格や講座

Webクリエイター能力認定試験

Microsoft Office Specialist2010、2013、2016 CAD利用技術者試験、建築CAD検定 Photoshopクリエイター能力認定試験 Illustratorクリエーター能力認定試験 VBAエキスパート Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル1の資格 Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル2の資格 シスコ技術者認定などでITSSレベル3以上の資格 第四次産業革命スキル習得講座 (新技術・システム(クラウド、IoT、AI、データサイエンス)、 高度技術(ネットワーク、セキュリティ)など)

専門的サービス関係の資格や講座

中小企業診断士、司書・司書補 社会保険労務士、税理士 行政書士、司法書士、弁理士、通関士 ファイナンシャルプランニング技能検定 キャリアコンサルタント

事務関係の資格や講座

実用英語技能検定、TOEIC、TOEFL 中国語検定試験、HSK漢語水平考試 日本語教育能力検定試験 ※簡学試験については一定レベル以上を目標とするもの 建設業経理検定

簿記検定試験(日商簿記)

医療・社会福祉・保健衛生関係 の資格や講座

同行援護従事者研修 介護職員初任者研修 介護支援専門員実務研修等 特定行為研修、喀痰吸引等研修 福祉用具専門相談員、登録販売者試験 看護師、准看護師、助産師、保健師 介護福祉士(実務者養成研修含む) 美容師、理容師、保育士、栄養士 嫉科存生土、嫉科技工士、社会福祉士 (より師、あん摩マッサージ指圧師 臨床工学技士、言語聴覚士 理学療法士、作業療法士、視能訓練士

営業・販売関係の資格や講座

インテリアコーディネーター 宅地建物取引士資格試験 調理師

製造関係の資格や講座

製菓衛生師

技術・農業関係の資格や講座

土木施工管理技士、管工事施工管理技士 建築施工管理技術検定 自動車整備士、電気主任技術者試験 測量士補

その他、大学・専門学校等の講座

修士・博士、科目等履修 履修証明プログラム

職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)専門職学位課程(ピネス・MOT、教職大学院、法科大学院など職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学工業と)

緑の文字の資格や講座

費用**20**% (上限年間10万円) 支援

青の文字の資格や講座

費用40%

(上限年間20万円) 支援

赤の文字の資格や講座

費用最大**70**% (最大224万円) 支援

この制度は、人生100年時代を見据え、手に職となるスキルを身につけたい、 新しいキャリアを開拓したい、と考える人を応援するための制度です。